

「新しい世界史」に照らした世界史教科書記述の見直し：ウェストファリア条約を焦点にして

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学教育学部附属教育実践総合センター 公開日: 2016-06-03 キーワード (Ja): 世界史教科書, 「新しい世界史」, 三十年戦争, ウェストファリア条約, 主権国家体制 キーワード (En): 作成者: 伊藤, 宏二 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009428

「新しい世界史」に照らした世界史教科書記述の見直し¹

—ウェストファリア条約を焦点にして—

伊藤 宏二*

Reexamination of text in light of redesigned world history:

The Peace of Westphalia

ITO Koji

要旨

羽田正『新しい世界史へ』（岩波書店 2011 年）は、これから世界史教育の目的は「地球市民」意識の涵養に置かれるべきだと提起し、世界史の在り方をめぐる議論を活性化させている。本稿は、羽田の説く目的に添う場合に従来の世界史教科書記述はどのように修正されるべきか、筆者の専門領域に即して検討を行う。

キーワード： 世界史教科書 「新しい世界史」 三十年戦争 ウェストファリア条約 主権国家体制

はじめに

羽田正『新しい世界史へ』（2011 年）は、従来のままの世界史が現代社会へ働きかける力を失ったとして、新しい世界史の必要性を訴え、世界史の在り方をめぐる議論を活性化させている。羽田の提起の背景には、現在の細分化された歴史研究の成果が一般の人々に共有され得る歴史像を提供していないという問題意識や、欧米・大国中心の進歩主義的な観点に従った歴史叙述の相対化の動向、歴史教育における高大連携の需要の拡大などがあるため、その趣旨は、概ね好意的に受け容れられているようにみえる。議論が集中しているのは、歴史叙述及び授業法の双方の側から生じる具体的な方法論と、羽田が世界史教育の目標に据えた

「地球市民意識の涵養」なるものへの疑念や賛否であろう。本研究は、こうした議論を踏まえつつ、従来の世界史教科書の記述を、自身の狭い研究領域であるウェストファリア条約にかかわる部分に限定するが、羽田の主張に従って詳細に読み直し、「新しい世界史」の観点に添った書き換えが可能かどうかを検討するものである。それを通じて、ある「細分化された」研究の成果に、現状の世界史の問題点を克服し世界史の新しいあり方を模索するという大河へと注ぎ込む一つの支流くらいの役割を担わせる試みにはなるであろう。それではまず、羽田の著書の概要とそれに対する反応を少し詳しく整理しよう。

1. 羽田による「新しい世界史」への提案

戦前の皇国史観、戦後の近代主義やマルクス主義の史観は、それらに含まれた問題性は別にして、現実の社会と密接に結びついた「実学」として現実を変え人々に未来を指し示す力を持っていたが、今日の歴史

学はその枠組みが既に古くなり現代人に必要とされるものになっていない、と羽田は切り出している。そこから現代人に必要とされる過去の見方とは、新しい世界史、すなわちグローバル化した世界で起こっている様々な出来事を深くバランスよく理解し、さらに私たちの社会の将来の方向性を定めるために必要な教養であり、これから生み出さなければならない「地球社会の世界史」であるという。それは、従来の歴史学が個々の諸民族に国民としての帰属意識を与えてきたように、世界の人々に「地球市民」としての帰属意識を与えてくれるはずのものだから、必要とされなければならないというのである。

この「新しい世界史」を目指す場合、或いは逆説的にそれが求められることになった背景として、現行の世界史には以下の問題点があるという。第一に、今の世界史は、わが国では日本人による世界史の捉え方に過ぎず、海外においても事情は同様であり、世界史と呼ばれながら世界で通用する世界史は存在していないのである。第二に、自他の区別を強調する性格を持っているため、世界の一体性を考えさせるよりも、抗争の種を生み出しかねない歴史を描いているとする。第三に、最大の欠点として、欧米世界が特別に優れ、歴史を作る主体であったかのような「ヨーロッパ中心史観」が貫かれていることである。こうした見方が現代人には既に合わなくなっているため、歴史が現代社会に働きかける元気を失い、「新しい世界史」を生み出す努力が求められると提起するのである。

こうした課題の克服として羽田が行きついたのが、「地球主義の考え方に基づく地球市民のための世界史」なのである。その実現のためには、中心も周縁もない世界史の見方を作り出し、世界中の人々が、これが自分たちの過去だと思える世界史となる必要がある。羽

* 学術院教育学領域社会科教育系列

田自身、そこに至るための過程を楽観視しているわけでもなければ、最終的な完成型を想定しているわけでもなく、「世界はひとつ」というメッセージが伝わるならば、それは「新しい世界史」であるとしている。

さらに羽田は具体的な方法論まで踏み込んで例示する。一つ目の例として、人間集団の共通点と相違点を探ることで、世界の見取り図を描くことを挙げる。次に、特定の集団や空間、事象の実在が無条件に存在してきたかのような錯覚を避けるために、部分的に時系列史を放棄することを提案している。最後に、近代史において圧倒的な影響力を行使したイギリス産業革命のような事柄についても、英國・ヨーロッパの一方的視点からだけではなく、世界中の人々が様々な商品を通じて横につながり、影響を与え合ったことを重視する描き方がなされるべきとしている。これらの具体案は、ある時期に中心的な役割を果した国家のみが歴史上存在したかのような叙述を避け、現代に影響力を持った大国の歴史を過去に遡って、あたかも古代からそれが一定不变のごとく存在・発展してきたかのような誤謬を避け、ヨーロッパが内発的な要因のみで世界へ一方的に働きかけていたかのような叙述を避けることで、現行の世界史の弱点を克服し、共通性や相互作用の重視を通じて「世界はひとつ」を意識させる試みとして提示されている。

2. 「新しい世界史」への反応

羽田の「新しい世界史」への提案は、歴史研究における脱ヨーロッパ中心史観や脱一国史への傾向の強まりと、高大接続への社会的需要の高まりが結びついたことから、20世紀末～21世紀初頭に従来の世界史に対する相対化の運動が加速したことを基盤としていると見てよい。こうした動きの一例として、岡崎勝世（『聖書 VS 世界史』1996年、『世界史とヨーロッパ』2003年）は、「世界史」が聖書の世界觀に基づき付けられたヨーロッパ世界による世界解釈の産物に過ぎないことを丁寧に解説し、世界史の相対化に重要な寄与をしている。南塚信吾（『世界史なんていらない?』2007年）は、世界史未履修問題を背景に嫌われる世界史の問題点を考察し、世界史教育の必要性を改めて問いかれているし、水島司（『グローバル・ヒストリー入門』2010年）は、歴史をより広域的・横断的に捉えることで、従来の世界史の欠点を大きく補完し得る歴史像を提供したといえる。そして小川幸司（『世界史との対話』上・中・下 2011～12年）は、教科書に結晶化した従来の世界史観を離れた授業実践例を教育の現場から豊富に提示している。このように、従来の世界史の限界を如何に克服するかという議論が既に活発になされてきた土壤の上に根差しているので、羽田の趣旨は自然と受け入れられることとなった。

例えば南塚信吾（『歴史学の新たな挑戦』『歴史学研究』2012）は、「筆者も同じような同時代史を考

えている」と羽田の趣旨に共感を示し、「これまでの歴史学に対する大きな挑戦」として、期待感を示している。井ノ口貴史（「いま、世界史にどう向き合うか」『歴史地理教育』2013）も、「同時代史の授業は、未来に向かって種まきをする」ものとして、「この提起を肯定的に受け止め」ている。小川幸司（「「世界はひとつ」を語るのが世界史教育なのだろうか」『歴史地理教育』2013）もまた、「国と国とのパワーゲームのような世界史であってはならない」という観点から、「羽田氏の主張には、共感」している。歴史・世界史研究全般を眺めても、例えば大阪大学歴史教育研究会「「新しい世界史の運動」と歴史学研究」（『西洋史学』2012）において「新たな世界史研究のマニフェスト、見取り図が提起された」と評価されたように、羽田の提起は現行の世界史の問題点を克服するひとつの指針を示したものとして、特に特定の国の成功や強弱ではなく相互補完関係を理解させ得る同時代史的な世界史叙述への注意を喚起した点で、歓迎されているといえる。

ただし、無論疑問も提示されている。南塚信吾（『歴史学の新たな挑戦』）は、従来の世界史をどのように消化して新しい展望を開き得るのかという点、そしてまた、「地球市民」意識の涵養という目標に関して、それ自体が脱ヨーロッパ中心に反するヨーロッパ的な概念といい得るし、「地球市民を意識した日本からの世界史」で十分ではないかと疑念を呈している。小川幸司（「「世界はひとつ」を語るのが世界史教育なのだろうか」）は、羽田の提案はあくまでもアカデミズムに向けられたもので、そもそも歴史学と歴史教育の分業を前提にした議論の進め方は問題だろうと指摘するとともに、「世界はひとつ」を重視せねばならない必要性についても論理的には綿密さを欠いているとしている。河合美喜夫（「「新しい世界史の理論」は世界史教育にとって新しいか」『歴史地理教育』2015）も、解釈の相対化がこれまでの歴史研究の成果まで相対化してはならず、「新しい世界史」の「新しさ」はあくまでも世界史「研究」に限るもので世界史「教育」の中では認められないと、基本的には上記両者によるものと同質だがより鋭い批判を行っている。

以上の反応を要約すると、羽田が提起した「新しい世界史」は趣旨に対しては期待感と共感が得られているものの、その究極目標の実現・必要性への懷疑や、従来の世界史の成果との関連付けのさせ方や具体的な教育実践方法の面から、不透明さが指摘されている状況といえよう。筆者も羽田の趣旨には共感するが、上述の疑問も概ね首肯し得るものと考えている。従って、従来の世界史を構成する細胞一つ一つの堅実な見直しを通じて、「新しい世界史」を組成するそれらへと生まれ変わらせていく必要性が生じるであろう。本稿は、こうした問題意識に立脚し、わが国における現行世界史の一つの完成形であり、教育と研究をつなぐ有力な材料でもある世界史教科書の記述を吟味し、限定的な

個所に留まるが、筆者の狭い範囲での歴史研究の成果を羽田の趣旨の具体化へとつなげることを試み、将来的に実現されるかもしれない「新しい世界史教科書」の本文となり得る叙述を考案する取り組みである。

3. ウェストファリア条約をどう記すべきか

それでは具体的な考察に入ろう。筆者が専攻するウェストファリア条約（1648年）は、一般的にはヨーロッパ最後の宗教戦争となったドイツ三十年戦争（1618-48年）の講和条約にして、ドイツを分裂させるとともに主権国家体制を確立することになった世界史上最初の国際条約として知られてきた。従ってここでは、同条約のみならず、三十年戦争及び主権ないし主権国家体制に関する記述をも検討に含めたい。それらは高等学校において、地理歴史科の「世界史A」並びに「世界史B」だけでなく、公民科の「政治・経済」の教科書の中でも扱われているので、その記述を分析してみるととする。なお、中学校社会科との関連でいえば、直接取り上げられる用語ではないが、学習指導要領の歴史的分野の目標における国際関係や文化交流のあらましを理解させることに関連付けられるとともに、内容的には近世日本におけるヨーロッパ人の来航やオランダとの交易、近代日本に影響を与えたヨーロッパのアジア進出に背景として関わってくる。しかしそしろ公民的分野の方が関連は深く、国際社会の諸課題を扱うに際しての国家間の主権の尊重に関する学習と深くつながり、主権の理解に根本的な関わりを持つ歴史事象として、ウェストファリア条約に触れる可能性は大いにある。直接登場するわけではないので、中学教科書の検討はここでは省くが、その文脈を発展させた高校「政治・経済」教科書の分析が、中学における主権学習の展望を示唆するものにもなり得るだろう。それではまずは世界史教科書の検討に入ろう。

(1) 「世界史A」

はじめに、現行の学習指導要領とその解説の該当部分を確認してみよう。その際、本研究で特に注目すべき個所として筆者が引いた下線を参考されたい。

《目標》

「近現代史を中心とする世界の歴史を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、現代の諸課題を歴史的観点から考察されることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。」

《内容 (2) 世界の一体化と日本》

「近現代世界を理解するための前提として、ユーラシアの諸文明の特質に触れるとともに、16世紀以降の世界商業の進展及び資本主義の確立を中心に、世界が一体化に向かう過程を理解させる。その際、世界の動向と日本とのかかわりに着目させる。」

《イ 結び付く世界と近世の日本》

「大航海時代のヨーロッパとアフリカ、アメリカ、アジアの接触と交流、アジアの諸帝国とヨーロッパの主権国家体制、大西洋世界の展開とアフリカ・アメリカ社会の変容を扱い、16世紀から18世紀までの世界の一体化の動きと近世の日本の対応を把握させる。」

《解説》

「次に、ヨーロッパに成立した主権国家体制を扱い、それが一定の領域と独立の主権を備えた国家が並存し競合するものであったことに触れる。そして、オランダ、イギリス、フランスなどが国家主導で貿易・外交を管理し競合しつつ、世界の諸地域に進出していったことを把握するとともに、アジア・アメリカの物産や知識の流入が、ヨーロッパの人々の生活や文化に大きな影響を与えたことにも気付かせる。」

以上のように、現行世界史が世界を一体として理解させるのではなく、世界と日本の分離を前提にし、他者としての非日本=世界へ日本人として働きかけるための素養を培うこと目標に据えていることが見てとれる。内容からも、16世紀以降西欧で発生した資本主義が中心となって世界を一つにまとめていく過程の中で、日本との関係を理解させることが目的となっており、世界史を標榜しながら、ヨーロッパ中心史觀の下で西欧と日本との関係史に埋没していることが窺える。さらに解説からは、ヨーロッパの中でも特に強力だった数か国に注目させており、ヨーロッパを主体に据えながら、そもそもヨーロッパ全体の総合的ないし本質的理解よりも、一部の大國の動きをもってヨーロッパ全体を語らせている。羽田が指摘するヨーロッパ中心史觀及び中心・周辺を設定している問題点が学習指導要領において規定されていることになるのである。しかしこの問題の根本は、従来の歴史研究がナショナル・ヒストリー、さらに根本にある進歩史觀を基盤とし、その成果の基礎の上に世界史叙述が集積されてきたところに見なくてはならないだろう。ただし末尾の部分は羽田の趣旨にも添うものであり、ヨーロッパが決して一方的で自己完結的な主体としてではなく、影響を受ける側でもあったという相互関係へ注意を喚起している。こうした世界史像で全体を貫くならば、従来のものに代わる新しい歴史像が十分世間に浸透した上で、指導要領の時点から根本的に書き換えられなくてはならないことになるので、学界や社会を巻き込む運動や意識変化が必要になってくるだろう。

それでは次に、実際に世界史Aの教科書におけるウェストファリア条約関係の記述を考察してみよう。最初に、世界史Aの教科書採択率が最も高いとされている帝国書院『明解世界史A』から検討する。

『明解世界史A』（帝国書院 2014年）

1部2章2節3「ヨーロッパの新しい国際関係」〔三十年戦争と新たな国際秩序の形成〕（83頁）

「宗教的対立からドイツで起こった戦争は、周辺諸国

の参戦で長期化し、三十年戦争となった。この過程で争いの焦点が国家の利害へと移り、1648年にウェストファリア条約が結ばれた。多数のヨーロッパ諸国が参加したこの条約は近代国際条約の先駆けとなり、新たなヨーロッパの国際秩序を示すものとなった。条約により神聖ローマ帝国は事実上解体し、ドイツの地位が低下した。こうして中世以来皇帝と教皇を頂点とする国際秩序から、独立の主権をもつ諸国が対等に関係し合う、主権国家体制への移行が明確となった。また、国家間の対立が日常的外交や国際会議で調整されるようになり、国際法も生まれた。しかしヨーロッパ諸国は、この後オランダを先頭に競って進出したアジアの国々に対しては、主権国家や国際法の原則を適用しなかった。」

2部2章4節4「共に生きる世界を築くために」〔共生をめざす取り組み〕(214頁)

「歴史はさまざまな対立でいろどられているように見える。しかし一方で、紛争防止や平和への努力もなされてきた。17世紀のウェストファリア条約は、国家の主権を尊重し利害調整を行う主権国家体制をつくる基礎となった。そして現在では、内戦の増加やグローバルな経済を背景に、国家というわく組みを越えた動きも生まれてきている。」

結論的に言えば、管見の限り、本研究で取り上げた教科書の中では、この教科書における記述が最も客観的でバランスが取れているといえる。まず83頁の記述を検討するが、最初の下線部に関して、ウェストファリア条約や主権国家体制が、後続の文との関係で、あくまでも近代ヨーロッパ世界に限って通用したに過ぎないと理解し得る記述になっているので、世界中のヨーロッパという一空間の秩序規範を事実として語っているに過ぎない書き方になっているからである。次の下線部は、1648年以降の神聖ローマ帝国が事実上解体したという学説が、今日のドイツ史研究では既に通用しない旧説として位置付けられているので、新しい世界史の視点というよりは専門的見地から問題がある。ただし他の教科書においても概ね同様のことが書かれているため、本教材特有の問題ではないのだが、既にわが国でも1990年代には帝国の国家機能の維持が広く知られるようになったにもかかわらず²、多くの教科書でそれが無視されている点で、専門研究の成果が教科書に活かされにくいという別の大きな課題の証拠を示しているといえよう。第3の下線は筆者自身も強調したい条約の歴史的意義に触れられており、新しい世界史の観点からも、対立よりそれを克服していく努力の面が語られている点で高く評価できる。また、83頁最後の下線も、一見するとヨーロッパ中心史観に見えるかもしれないが、ヨーロッパ諸国の自己意識によって規定された政治的形態や法的規範であったことに気づかせることで、少なくとも現代のそれらと同質でもなく、現在につなげるためにはその後の歴

史的な展開へ目を向けなければ理解できない記述となっており、ヨーロッパの中心性は相対化されているとみてよい。また、筆者自身はウェストファリア条約の歴史的意味を「国際社会が平和の利害を共有する政治文化を表明した最初の合意文書」と考えているのだが、214頁に飛んだ現代国際社会と関連する記述で、条約はあくまでも主権を尊重しそれらの利害調整をする体制の基礎となしたことまでしか触れておらず、ヨーロッパが生み出した主権国家なるものの至上性が強調されるわけでもなく、筆者の主張とも重なり高く評価したい。

次に採択率が高い教科書は第一学習社『高等学校世界史A』と東京書籍『世界史A』がほぼ横並びだが、ここでは明確な理由はないが後者を選択する。

『世界史A』(東京書籍 2014年)

第2部第3章第5節2「世界商業と主権国家体制」 〔ヨーロッパ国際社会の成立〕(65頁)

「17世紀前半、神聖ローマ帝国内の新教と旧教の対立に諸国の争いがからみ、三十年戦争とよばれる長い戦乱がおこった。戦争は1648年にウェストファリア条約が結ばれて終結した。これにより帝国内の諸領邦に独立した国家としての地位が認められ、またオランダとスイスの独立も承認された。こうして、独立した領土と主権をもつ国家がたがいに対等な関係を結ぶという、新しい国際秩序の形式がヨーロッパに生みだされた。その意味で、この条約は最初の近代国際条約といわれ、こうした体制は主権国家体制とよばれている。」

ここでも、帝国内諸領邦及びオランダとスイスの独立というナショナル・ヒストリーを基盤とした旧説に基づく理解が依然として示されている。残念ながら詳述する余裕はないが、帝国領邦に認められたのは近代的な主権ではなく、旧来から行使してきた政治的自由の再確認としての意味が強く、当時の国際外交の場でも独立国家として遇されるような実態はほとんどなかった³。また、オランダとスイスについても、厳密には正確な記述にはなっていない。つまり前者の独立は主に低地地方や大西洋を主戦場としたオランダ独立八十年戦争の結果として結ばれた西蘭間の別の条約によるものであり、ドイツを舞台にした三十年戦争の結果としてなぜウェストファリア条約でオランダの独立が承認されたのかが不明瞭なまま記述されているのが問題である。三十年戦争と八十年戦争が同時に結び付き、ウェストファリアの和平交渉を機に西蘭間の交渉も同じ場所で一緒に行われるようになった経緯を記さなくては、唐突感は否めないであろう。スイスについては、神聖ローマ帝国の裁判管轄権からの免属を確認したことが規定されているのみで、これは確かに後世独立と解釈されるようになったが、当時のスイス人の

中には帝国への帰属意識を持ち続けた人々が多かつたことが明らかにされているので⁴、やはり慎重にならなければいけない。ただしこうした分析は専門的見地からより正確さを求める姿勢ゆえのもので、新しい世界史の観点からみた場合、下線部後半の記述は、安易に世界全体へその意義を拡大せずヨーロッパ地域での歴史的現象として見つめるならば、交渉相手を対等な存在と認める政治文化の出現を「地球はひとつ」という意識に関連付けられる事例として有益なものになるかもしれない。

最後に、採択率は高くないようだが山川出版社の『世界の歴史』を検討する。理由は羽田自身が教科書執筆者に名を連ねているからであり、彼の歴史観が教科書の中に反映されているのか気になったからである。

『世界の歴史』（山川出版社 2015年）

第2章 18 「スペインの時代からオランダの時代へ」
〔17世紀の戦乱〕後半（77頁）

「...（略）、17世紀の混乱のもっとも大規模なものは、三十年戦争であった。三十年戦争は、神聖ローマ帝国における宗教の対立と地域の事情がからんではじまつた。ヨーロッパ中のほとんどの国々が介入した戦いによって、ドイツの人々の生活はふみにじられ、社会は荒廃した。戦争は1648年のウエストファリア条約により終結し、帝国内の各領邦は主権を認められ、オランダとスイスの独立も正式に承認された。」

〔主権国家体制〕（77頁）

「イタリア戦争から三十年戦争までヨーロッパ各地で戦争が続いたが、その間に、強国は領土を広げて財政と軍備をととのえ、さらに海外へ進出して霸権をきそい、植民地を拡大した。こうした弱肉強食の戦争と競争をくりかえした16～17世紀に、新しい国際秩序ができるがった。すなわち、それぞれの主権を主張する国々は、宗教・文化の違いをこえて、対等に外交交渉をくりかえし、戦争のルールを定め、勢力均衡をはかったのである。この主権国家体制はウエストファリア条約に結実し、この後、現代にいたるまで国際秩序の基本となつた。」

最初の下線部について、ほとんどの国が介入したというのと間違ではないかも知れないが、ほとんどの国は一時的に間接的に関わったことがあるというのが実態であり、この記述だと三十年間ヨーロッパ諸国が戦い続けていたイメージを与えるかねない点は改善を要するであろう。また、主戦場となったドイツの住民の被害に言及することは、いつどこであろうと住民を犠牲にする戦争の実態に気づかせる点で大切なことだろう。しかしドイツの被害は確かに最大だったとはいえ、戦禍は非ドイツ地域にも飛び火していることや、オランダ独立戦争を連結させて考えさせる必要を考えれば、ドイツの被害者だけが特權的に扱われているようにも

見え、他地域にも目を向けさせる配慮がほしいところである。次の下線における領邦主権と両国の独立については既に検討した通りであるし、最後の下線も、「ウエストファリア神話」⁵に基づき安易に現代国際法までつなげており、ヨーロッパ中心史觀から離れられていない。これらの記述は古典的解釈がそのまま受け入れられており、羽田の新しい世界史への観点が反映されているとはいえない。専門性から見て羽田自身がこの箇所の記述を担当したとは考えられず、そもそも新しい世界史の観点から作成することを目的とした教科書ではないのでやむを得ないかもしれないが、ここで気づかされるのは、教科書作成の際の、執筆者間の観点をどのように調整するかという問題の難しさであろうか。

（2）「世界史B」

それでは我が国における通説的な世界史像の構築に大きな役割を果している世界史Bの教科書分析に移るが、まずは学習指導要領を確認してみよう。

《目標》

「世界の歴史の大きな枠組みと展開を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、文化の多様性・複合性と現代世界の特質を広い視野から考察させることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。」

《内容（4）諸地域世界の結合と変容》

「アジアの繁栄とヨーロッパの拡大を背景に、諸地域世界の結合が一層進展したこととともに、主権国家体制を整え工業化を達成したヨーロッパの進出により、世界の構造化が進み、社会の変容が促されたことを理解させる。」

《イ ヨーロッパの拡大と大西洋世界》

「ルネサンス、宗教改革、主権国家体制の成立、世界各地への進出と大西洋世界の形成を扱い、16世紀から18世紀までのヨーロッパ世界の特質とアメリカ・アフリカとの関係を理解させる。」

《解説》

「まず、ヨーロッパ内部において、封建社会の動搖などを背景にルネサンスと宗教改革がおこったことを把握させるとともに、内乱や戦争を通じて、17世紀になると一定の領域と独立の主権を備えた国家が並立し競合する主権国家体制が形成されたことに気付かせよ。」

「次に、ヨーロッパの対外的動向として、...（略）...さらに17・18世紀には、オランダ、イギリス、フランスを中心とする西ヨーロッパ諸国がアジアをはじめとする世界の諸地域に積極的に進出し、重商主義に基づく活発な経済活動と植民地争奪戦争が展開されたことに気付かせよ。...」

「文化については、合理主義、経験主義を背景とした

科学革命、主権国家体制の成立を背景とした国際法、貴族社会を背景としたバロックやロココの芸術など、具体例を取り上げて、この時期に生まれた新しい文化の特色とそれを生み出した社会状況を把握させる。」

目標については、文化の多様性そのものに考察を向けている点で注目に値するが、それ以外には日本史と区別された世界観から成り立っている点など世界史Aと大差ない。内容においても、アジアとヨーロッパの分立を前提に後者によって世界が一体化していくプロセスを描くことを目的とし、アメリカやアフリカはそれと関係する限りで触れられる構成となっている。解説からも、ヨーロッパで成立した主権国家の代表格である英仏蘭の植民地争奪戦が世界を飲み込んでいき、その背景となる文化に着目させる構図が見てとれる。これらの問題性については、既に世界史Aの指導要領を分析した際に言及したので繰り返すことはせず、早速教科書の検討に入ろう。まずは世界史B教科書として圧倒的な採択率を誇り、我が国の世界史像の形成に決定的な影響力を及ぼしているといって過言ではない山川出版社の『詳説世界史B』を分析する。

『詳説世界史』（山川出版社 2015年）

第5章3「西ヨーロッパ中世世界の変容」〔ドイツ・スイス・イタリアと北欧〕（148-149頁）
 「スイス地方の農民は、…（略）…1499年には神聖ローマ帝国から事実上独立し、1648年のウエストファリア条約で国際的に承認された。」（149頁）

ウエストファリア条約によるスイスの独立承認は、厳密には注意を要する表現が必要であることは既に述べたが、ここではスイスの独立がなぜわざわざ太文字で語られているのかを考えたい。というのも人口や面積でスイスとほぼ同規模の非ヨーロッパの国々は、例えばハイチのように黒人初の共和国といった世界史上の意味が認められた国は登場するが、ドミニカとかブルンジなどといった国々は太文字どころか名前すら出現しない。ヨーロッパ史の中でスイスが果した歴史的役割は、ヨーロッパ史研究者である筆者も重々承知しているが、世界史の教科書でその独立を太文字で扱う理由があるのであろうか、これもヨーロッパの国は小国だろうとすべて重要であるといった先入観から生じた中心史観の表われであろうかと疑問が生じたからである。他地域でも古代や中世に影響力を持った国々は確かに太文字で記載されている。それはそれぞれの時代や地域での重要国を記憶させるという意味で中心史観から逃れているわけではないことは確かだろう。他方で、ラオスやカンボジアといった小国の独立も現代史の部分で太文字で語られているので（392頁）、これらは中心史観の表われというよりも、現代世界における身近な地域の独立国の人存在を学習させるという意図が見て取れるだろう。スイスの場合、また他のヨー

ロッパ諸国の場合、現在の国家につながる独立の時期が中近世にまで遡れる場合が多く、ラオスやカンボジア等の国々と同じ意図で登場させたにもかかわらず、出現時期の古さから世界史的な重要語句であるかのように見えるだけで、この点ではヨーロッパ中心史観とするのは行き過ぎかもしれない。むしろ世界の実情を正確に描こうとする明治初期の万国史の影響が世界史Bの中に留まっているとも考えられるが、しかしアジア・ヨーロッパ以外の国々の名前は相対的に少ないのも事実で、記述の偏りは指摘されねばならないだろう。

第8章「近世ヨーロッパ世界の形成」序文（201頁）

「ヨーロッパでは、15世紀後半から、政治・経済・社会・宗教・文化などのあらゆる側面で、近現代の世界に直接つながる新しい動きがめだつようになった。
 …（略）…この時期の変化はヨーロッパ内部にはほどまらず、ヨーロッパ人が遠くアジアやアメリカ大陸への航海に乗り出し、世界の一体化も始まった。
 （略）…こうした状況を背景として、15世紀末から17世紀前半、ヨーロッパの国々は従来よりも強固なまとまりをもつようになり、独立した主権国家としてたがいに対立と妥協をくり返しながら、一つの国際秩序（主権国家体制）を形成していった。16世紀にはスペインが全盛であったが、ヨーロッパ全体が危機の時代を迎えた17世紀前半には、あらたにオランダ・イギリス・フランスなどの国々が有力となっていました。」

この序文も一見すると常識を語ったに過ぎないスタンダードな歴史認識である。しかし注意深く読むと、近現代世界の大元がこの時代のヨーロッパに起因する語りとなっており、一枚岩の「ヨーロッパ人」の実在を前提に彼らの内発的な発展が世界へ働きかけていたように見えるだろう。しかしここは序文なので、本文でよりバランスのとれた丁寧な叙述が展開されていれば問題はないかもしれない。本文の検討に入ろう。

同4「ヨーロッパ諸国の抗争と主権国家体制の形成」

〔主権国家と主権国家体制〕（213-214頁）

「…（略）。増大する兵員と軍事費の調達のために、各國は徵税機構を中心に官僚制をそなえた行政組織を整備し、国内の統一的支配を強める必要があった。この過程で多くの国は、自己の支配領域を明確な国境でかこいこみ、国内秩序を維持強化して、外に対しては主権者としての君主のみが国を代表する体制を築くようになった。こうした国家を主権国家といい、近代国家の原型となった。」

主権国家の形成期に、スペイン・フランス・イギリスなどでは、絶対王政と呼ばれる国王を中心とした強力な統治体制が生まれた。…（略）…

近世ヨーロッパに誕生した主権国家は、その規模の大小や、政体・宗教・経済力などの点できわめて多様

であった。しかし各国は国際社会の対等な構成員として、外交官を交換しあい、ときには国際会議を開いて、相手国と協力・対抗しながら相互の利害を調整しようとした。このようにして形成・維持された国際秩序は主権国家体制と呼ばれ、参加国を全地球規模に拡大して、現在までつづくことになる。」

前半部の主権国家の説明はヨーロッパ史の文脈では非常に丁寧に説明されているといえる。しかし世界史の文脈で見た場合、国境を持ち国内秩序を強化し君主のみが対外的に国を代表する、というのは、特に東アジア世界から見た場合、古代以来見て取れる姿ではなかろうか。国境については、辺境地域では確かに曖昧なままにされた部分もあったのだが、基本的にアジア地域では古くからの歴史的経緯が生み出した境界意識と自然環境から、国境がかなり明確に引かれて意識されてきたといえるのではないか。また、国内的にも紛争が日常だった西欧世界に比べると、一般的に東アジアの諸国は、過渡的な動乱期を除けば、強力な君主権の下で治安維持に成功してきたといえるのではないか。対外主権の面でも、我が国で幕末の混乱期に二元性が一時的に前面に出たことを除けば、君主が単独で代表権を持っていたことは疑いえない時期が圧倒的だったはずである。こうしたアジアの国々を主権国家と呼びず、西洋諸国のみをそう呼んで近代国家の原型と説明する理由はどこにあるのだろうか。決定的な違いはやはり国家の実態的な特徴ではなく、こうした国家間の在り方に関する理解を共有し得る法及び国家間の対等性の原理の有無であろう。その意味で後半の下線の部分の方はよくまとまっている。国家同士が互いに主権国家と認め合う考え方とは、確かにアジアその他の世界には存在しないでヨーロッパに発生したものであり、歴史的にはその適応は不平等な形を通じてではあったが世界へと広まり、今日の世界の平等性を形作る基礎となつたものである。したがって後半部分はヨーロッパ中心史観を相対化しながら「世界はひとつ」を意識づけることが可能な表現とも見て取れる。雑な言い方かもしれないが、主権国家はヨーロッパが生み出したとするのは世界史的文脈では実態として疑問が残るが、主権国家体制はヨーロッパを通じて世界に広まり、地球市民意識を育てる基盤を提供するものといい得るのではないか。また、国家の強弱や優劣を匂わせかねない特質を前面に出すよりも、国家や世界の捉え方の違いを問う形で、どちらが人々に受け入れやすいかなどを設問として補い、生徒たちに議論させてみるのも面白いかもしれない。

同【17世紀の危機と三十年戦争】(220-222頁)

「... (略)。17世紀半ばは、経済・社会・政治のすべての領域におよぶ、全ヨーロッパ的規模の危機の時代となった。多くの国で戦争や反乱がおこり、それが経済的・社会的な問題をさらに悪化させた。なかでも

ドイツの危機は深刻で、三十年戦争と呼ばれる外国勢力も介入する大規模な戦乱という形をとつてあらわれた。

神聖ローマ帝国内に大小の領邦が分裂していたドイツでは、主権国家の形成がおくれていた。1618年、オーストリアの属領ベーメン(ボヘミア)の新教徒が、ハプスブルク家によるカトリック信仰の強制に反抗したのをきっかけに、三十年戦争がおこった。... (略) ...、三十年戦争は宗教対立をこえたハプスブルク家対フランスの戦いでもあった。

三十年戦争は1648年のウェストファリア条約で終結したが、講和条約が大半のヨーロッパ諸国が参加した国際会議でまとめられたことは、ヨーロッパの主権国家体制の確立を示すものであった。これによりドイツの諸侯にはほとんど完全な主権が承認され、帝国における諸侯の分立状態は決定的となつた。長年戦場となつたドイツは、人口も激減してその後長く停滞することになった。ハプスブルク家の勢力は後退し、フランスにアルザスを奪われた。また、スウェーデンは北ドイツ沿海の西ポンメルンなどに領土を得て、バルト海を内海とする「バルト帝国」を成立させた。さらに、スイスとオランダは独立を正式に認められた。」

この部分の記述は全体的に古典的な叙述で彩られており、それゆえ専門的な見地と新しい世界史の観点の双方から見直しが求められる。まず、領邦国家体制を主権国家形成の遅れと見る見方は、近代国民国家の形成と進歩主義を絶対視する古典学説の影響が強く滲み出ている。ドイツ諸侯の主権については既に述べてきた通りであり、1648年以降も神聖ローマ帝国の諸機能は持続して一定の活動実態を示しながら、皇帝を中心とする連邦的な平和維持組織として働いていたことを究明している近年の研究成果が全く反映されていない。また、当時のアルザスの権力構造は錯綜的で、フランスへの割譲は、ウェストファリア条約は部分的な権力譲渡ないし全体的割譲への将来的名分を与えたにすぎず、最終的には1697年ライスワイク条約まで待たねば完結していない。さらに新しい世界史の観点に照らす場合、条約の結果として描かれるのが領土割譲や国家の分裂では、世界の対立と分裂が強調されて終わつてしまい、こうした事実だけでなく、別の意義を条約の成果として前面に出したいところである。ただそうはいっても、そもそも該当部分のテーマが「17世紀の危機」なので、こうした重い状況を描くことが目的であるといわれるかもしれない。実際ここで扱われていることがらは暗く厳しい時代のものあったのは厳然たる事実であり、当時の国際政治上の主要な潮流も現実主義的な権力政治を志向していた。こうした事実をも「世界はひとつ」の観点で描くことには無理があると異論も生じ得よう。事実は事実として人間社会の現実を教訓として教えるのも歴史の使命なのだからと。こうした考え方から恐らく古典的な叙述が好まれる

面もある。次の文章もそうした色調で描かれている。

第9章「近世ヨーロッパ世界の展開」序文（223頁）

「第9章では、近世の後半、17世紀半ばから18世紀後半のヨーロッパの歴史を扱う。この時期には、複数の主権国家が、たがいに国富の増大をめざして重商主義政策をとり、植民地をめぐってヨーロッパの内外で争いを繰り返した。…（略）。」

理性を備えた国家が己の生存や発展をかけて戦うことは当然のことと觀念された時代だったゆえ、語られていることは事実で否定しようがない。しかし例えは、我々が先の戦争を語る場合に、重苦しい体験から教訓を引き出すだけでなく、平和や民主主義の実現等につなげて語られることが多いのではないかろうか。「新しい世界史」は事実を淡々と書き留めるのではなく、事実をポジティブに意味づける感性をも世界史叙述の中に求めているのではないかと筆者には思える。ここでも国富の増大が物流を促進したり、文化や思想を豊かにしていったところまで意識的に関連付けて描いてもよいのではないだろうか。恐らくは文化史は別の箇所で述べられるからと、敢えて触れられていないのだろうが、人々の活動を政治・軍事・経済・文化などと区別して描く形式に無理に囚われる必要はないであろう。

では次に、世界史Bにおいても羽田が執筆者に加わっている教科書を一瞥し、新しい世界史の觀点が反映されている部分はあるか検討してみよう。

『新世界史』（山川出版社 2015年）

第13章3「主権国家体制成立」〔主権国家と絶対王政〕（222-223頁）

「…（略）、さまざまな国家が数百もひしめきあつていたが、皇帝や教皇などの上位権力が形骸化したために、すべての国が形式上は対等な立場にたつた。そのうえで各国は外交と戦争の慣例を定め、たがいに条約を締結し、また使節を駐在させた。こうした国際秩序を主権国家体制（諸国家システム）という。これは平和共存の体制ではなく、各國が生き残りや覇権をかけて争い、戦争を頻発した。この点で東アジアにおける華夷思想による朝貢体制とは顕著な違いをみせた。主権国家体制は、16世紀のヨーロッパに出現したのち、17世紀に法的な裏づけを与えられてヨーロッパの国際政治の基本となり、現代にまで継承されることになる。」

国内政治の觀点からみると、主権国家体制のもとの各國は、外部からの干渉を排しつつ国境を画定し、さらに統治体制・機構を改編して住民の統制を強めるなど、国家としてのまとまりを追求した。こうした主権国家の典型が絶対王政である。…（略）…。

なお、主権国家でありながら絶対王政から離脱した国々もあった。ポーランドは貴族が国王を選出する選挙王政に移行し、オランダも絶対王政下のスペインか

ら独立して共和国となった。イングランドも16世紀に絶対王政を確立したが、17世紀に二度の革命を経て共和政、のちに議会王政へと転じた。また、ジエノヴァとヴェネツィアは中世以来の共和政を維持した。」第13章3「主権国家体制成立」〔神聖ローマ帝国と三十年戦争〕（226-228頁）

「…（略）。こうしたさまざまな対立に加えて、外国勢力の介入があつておこったのが三十年戦争である。この戦争は、宗教改革以降各地でおこった宗教戦争の最後の局面であり、また最初のヨーロッパ大戦でもあつたといえる。

三十年戦争の発端は、神聖ローマ帝国内のボヘミア（チェコ）で即位した新王フェルディナント2世のかトリック化政策に対して、1618年にプロテスタント貴族がおこした反乱であった。…（略）…。皇帝・スペイン側はつづいて西部にも戦線を広げたため、こうしたスペイン系とオーストリア系の両ハプスブルク家の勢力拡大の動きに危機感を覚えたフランスは、オランダ・デンマーク・イングランド・スウェーデンなどに介入を働きかけた。…（略）…。また皇帝軍が北方へ進撃したことが、ルター派で、かつバルト海地域の覇権をねらっていたスウェーデン国王グスタフ=アドルフに介入を決意させた。スウェーデン軍は、フランスの資金援助やオランダとプロテスタント諸侯の参戦もあって皇帝軍を破り、帝國南部にまで進撃した。皇帝・スペイン側も態勢を立て直し、皇帝は先の勅令を撤回する一方で有利な休戦条約を結んだが、ここでフランスが直接介入し、さらにスウェーデンの再参戦などもあって戦線は分断され膠着した。この戦争では軍事革命以来の技術が駆使されたため死傷者も多く、また民間人の保護も配慮されなかつたため、主戦場となったドイツの社会は、20世紀の二度の世界大戦に匹敵するほどの巨大な惨禍をこうむった。

1648年のウエストファリア条約が戦争を終結させたが、この戦争の勝者はフランスとスウェーデンであり、敗者はスペインと神聖ローマ帝国であった。フランスは神聖ローマ帝国を侵食するように領土を広げ、スウェーデンもバルト海の覇権を得た。その一方でスペインはオランダの独立を承認し、神聖ローマ帝国では、カルヴァン派がルター派と同じ地位を与えられ、スイスの正式独立が認められたほか、各領邦が実質的な完全主権を認められた。この結果、諸侯が領邦国家内で絶対王政の確立に向かった半面、帝国は国家としては形骸化した。

こうして、多数の国が調印した国際条約という形で保障されたことで、主権国家体制が法的にも確立された。近世後半のヨーロッパは、このウエストファリア体制を前提に再出発する。ここで急速に台頭するのがオランダであった。」

全体的にこれらの部分では、最初の段落で東アジアの朝貢体制との対比が出てきている点は、主権国家体

制の特徴を考えさせる上で効果的な例といえよう。その他の点では、これまで検討してきた教科書よりも具体的な国名が多くやや上級者向けな感があるが、基本的に古典的な理解に基づく記述となっている。例えば、冒頭の数百もの国家が形式的対等とする表現は、そのうちの大半が神聖ローマ帝国内の小規模帝国都市であり、形式的にも実態的にも帝国内ですら主権国家どころか他の帝国諸侯の領邦に比べても国制上差別的な地位に置かれていた事実を無視し、神話的見解を無批判に受け入れている様子が見て取れるが、それ以上はここで改めてその問題を繰り返すことはしない。

第 13 章「まとめ」〔国家構造と社会・文化の特質〕 (242・243 頁)

「... (略)。近世の時代には、ヨーロッパの主権国家体制とアジアの帝国支配との違いに加えて、ヨーロッパ内部・アジア内部でも、それぞれの国の特徴的な国家体制や宗教・思想・文化・芸術が発達した。現在でも私たちが国の名前とともに思い浮かべる伝統社会や文化のイメージは、この時期に形成された特徴に基づくものが多い。... (略) ...。」

アジアとヨーロッパに限定されている点で惜しくはあるが、それぞれの個性を尊重しながら横断的な観点で考察することが促されており、しかも現代の我々の問題に引きつけた描き方がなされ、全般的に興味深い記述となっている。具体的な事実を扱う本文では「新しい世界史」の観点が十分に反映されていたとは見えないが、このようなまとめの部分でそうした展望が配慮されたのかもしれない。

それでは最後に、ウェストファリア条約は「世界史」だけでなく「政治・経済」でも取り扱われるため、そちらの教科書記述も一瞥してみよう。

(3) 「政治・経済」

『政治・経済』(東京書籍 2013 年)

「第 1 章 5 現代の国際政治」「1 国際関係と国際法」〔国際社会の成立〕(70 頁)

「現在、世界には 190 以上の主権国家があり、互いに主権を主張しながら国際社会を形成している。そこでは、国際社会全体を統治する世界政府のような権力機構や権威は存在せず、各国がお互いの主権を尊重しあうことによって、秩序が保たれる。このような国際社会の原型は、近世ヨーロッパでの三十年戦争を終結させたウェストファリア会議において、ローマ教皇権を頂点とするそれまでの秩序が終わり、各國の主権の独立と平等が確認されることで形成された。主権国家は、はじめ絶対主義国家として成立したが、市民革命をへて国家と国民との一体性が自覚されるようになり、国民国家として成長していった。... (略)」

同〔主権国家と国際法〕(70・71 頁)

「国際社会には、世界政府のような権力機構はないが、

秩序がないわけではない。主権国家間の紛争を解決するためのルールとして、17 世紀前半には、グロティウスなどの自然法学者を中心に国際法の基礎が築かれた。... (後略)。」

『高等学校 政治・経済』(第一学習社 2013 年)

「第 2 章 1 現代の国際政治と日本」「1 国際社会と国際法」〔国際社会の成立〕(80 頁)

「地球上には 190 をこえる国家がある。各国家はそれぞれ平等な立場に立つ主権国家として、国際社会を構成している。これらの主権国家が国際社会を構成するようになったのは、ウェストファリア条約*(1648 年) 締結以降である。これにより、それまでのヨーロッパで絶大であったローマ教皇の権威が弱まり、国家に権力が集中することになった。こうして、お互いに対等な主権をもつ国家を構成単位とする国際社会の秩序がヨーロッパで成立了。」

[*同頁欄外 ウェストファリア条約]

「カトリックとプロテスタントによる宗教戦争を発端とする三十年戦争(1618~48 年)を終了させるための講和条約。この条約がむすばれたウェストファリア会議が国際会議のはじまりである。」

同〔国民国家とナショナリズム〕(80 頁)

「成立当初の主権国家は、君主主権に基づく絶対主義国家であった。... (略)。しかし、ヨーロッパの国々は、他の地域に対して、ヨーロッパ諸国と対等な主権国家としての地位を認めず、植民地として長い間不平等な状況下においてきた。... (略) ...。その結果、現在のように数多くの主権国家が誕生することとなった。」

同〔国際法の意義と役割〕(81 頁)

「最初に国際法を理論的に体系づけたのは、「国際法の父」として知られるオランダのグロティウスであった。彼は、自然法の立場から、国際社会にも諸国が従わなければならない国際法があるとした。そして、国際法によって主権国家間の紛争を緩和・調整しようと試みた。... (略)」

東書版の方が条約ではなくウェストファリア会議に言及し、ヨーロッパの世界観の変化を述べている点で、第一学習社版はヨーロッパ諸国が他地域の国家に対しては差別的な対応をした点に触れている点で特徴的だが、その他の点では、世界史教科書ではクローズアップされなかったグロティウスが登場している点も含めて、2 つの教科書の記述内容に大差はない。世界史教科書に比べて史実の展開に関する描写が少なく済むせいで、現代の事象に引き付け、事象の歴史的意義や影響をコンパクトに伝えている点でわかり易い表現となっているように見える。無論史実の展開を知ってこそ、それらの重みや意味を深く理解できるようになるはずなので、世界史教科書と合わせて学習することが望まれる。否、むしろ地歴公が 3 年間で 1 セット

となっている中学校と違い、世界史と政治経済がともに学習されることは前提とされていない高等学校においては、科目別の教科書記述内容の住み分けのことを行なうことは好ましくなく、世界史教科書単独として政経教科書に見られた内容までしっかりと伝えていく必要がある。国家の盛衰や独立、領土の割譲を強調することで終わらず、そこから当事者間の平等の考えが生まれたところまで語ることで、厳しい現実の中から「世界はひとつ」を意識させられるつながりをもった記述になり得ると考えられるのではないか。

結びに代えて

以上、羽田の提唱する「新しい世界史」の観点に専門的な見直しも加えて、現行の世界史教科書におけるウェストファリア条約関係の記述を検討してきた。羽田の提起が活かされた世界史像を全般的に教科書に具体化するためには、ウェストファリア条約一つをとってもこれだけ見直すべき内容が含まれていることも明らかになり、長く困難な道筋であることも予想させる。しかし從来の研究成果の発展的な継承の上に、個々の事象のまとめ方の工夫次第で、現行の教科書記述を改善していくける可能性も見いだせた。さらに、個々の描写をポジティブに描く感性の必要性にも気づかされた。こうした感性が学習指導要領の観点をも変えていくような社会的浸透が必要かもしれない。歴史は中立にして客観的に描写されなければならないと語る人も多いだろう。しかし例えば、現在のドイツの歴史教育は明確にネオナチの抑止に目標を定めているように⁶、世界史教育の中に社会が求めるニーズや理想を目標に設定することはあってよいと筆者は考えている。無論史実を捨て曲げゆがんだ歴史像を提供するものであってはならず、語り手の思いの押しつけになってしまらない、学習者自身の理解の中に自然とその意図が体得されるようなバランスある記述が求められよう。

そこで最後に、現行記述の問題ばかりを指摘するに終始し、何か曖昧な展望を示して結語するのではなく、「新しい世界史」像を活かした該当部分に関する筆者なりの記述を具体的に考えてみよう。検討の対象語句としてきた「三十年戦争」、「ウェストファリア条約」、「主権国家体制」に関して、「世界はひとつ」の意識を出すために、ウェストファリア条約の保障規定を集団安全保障の表われと捉えた国際法史家ツィークラーの見解⁷と、ウェストファリア会議を経て専門職化した外交官が平和の利害を共有する超国家的な存在へ成長したとする国際政治学者デーヴィス・クロスの主張⁸を織り込みつつ、当然ながら現行の指導要領の枠内で叙述の検討を試みる。

「ヨーロッパにおける近世という時代は、中世以来の伝統的な価値観がゆらぎ、様々な分野で新しい考え方が生まれた変動期であった。したがって宗教や王朝の利害、国家の新しいあり方などをめぐって戦争が頻発

した時期でもあった。その中でも最も多くの人びとを巻き込み、社会的な影響が大きかったものと考えられているのが三十年戦争である。人々の生活の中心が信仰に置かれていた時代に、国家も住民の信仰生活の安全を強めることで権力を強化しようとしたため、国家の宗教と住民の宗教が一致しない場所では緊張が高まった。1618年に神聖ローマ帝国でそのような対立が生じた時、ヨーロッパ規模での宗教対立やハプスブルク家・ブルボン家をはじめとする王朝対立と結びつき、さらにスペインに対するオランダの独立戦争とも連結して、ドイツから大西洋に至る広い範囲で戦争が行われた。最初はオーストリアとスペインのハプスブルク家が優勢だったが、経済的・王朝的・宗教的利害からスウェーデンやフランスなども参戦し、30年もの間ドイツが主戦場となって荒廃した。この戦争は1648年のウェストファリア条約で終結した。この条約を話し合うために、多数の関係国がウェストファリア地方に外交使節を派遣した。彼らはこの会議を機に各国で専門職としての存在感を高め、母国の国益だけでなく、外交現場ではしばしば大局的な見地から自国政府の利害を超えて平和の実現を目指す共同体として働く存在へと成長していった。この交渉の結果、いくつかの領土に変更が加えられたが、戦争の原因となつた宗教問題について安定的な解決をもたらす信教の在り方が定められたほか、当事国の間で互いを対等な存在と認め合い、そこで尊重され得る「国際法」という国家間のルールが成長していく重要な契機となった。これを機に国際法のルールを認め合いその唯一の主体者と考えられていくのが主権国家である。それらで空間的に埋められたヨーロッパは、以後一種の法的共同体と観念されていく傾向もたらした。他方でウェストファリア条約が条約締結国間の保障の下に置かれる事になったのは、この時は戦勝国が敗戦国の内政に干渉する基盤を確保する意図もあったが、平和の成果を国際社会が共同で保障し取り組もうとする姿勢の最初の表明にもなった。後にヨーロッパ諸国が世界に影響力を強めていくにつれ、国際法を国家の共通ルールとみなす主権国家体制の考えが徐々に世界へ浸透していく、現代国際社会が平和を共通の关心事に置く一つの土台となっていくのである。」

ヨーロッパ地域に限定された本質的にネガティブな史実を伝えつつ、そこから生じた歴史的意義をポジティブに描き、現代人の普遍的価値につなげることで、「地球市民意識」の涵養に結び付ける狙いがある。これが最善の記述と考えているわけでは無論なく、一つの叩き台にはなることを切に願うのみである。是非とも活発なご議論・ご批判を賜りたい。より魅力的で未来志向的な世界史が描かれるることを願う本稿の試みは、なんとか「新しい世界史」への一歩くらいにはなるのではなかろうか。

【参考文献】（著者名順）

- 明石欽司『ウェストファリア条約—その実像と神話』
慶應義塾大学出版会、2009年。
- 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国
—ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン』九州大
学出版会、2005年。
- 井ノ口貴史「いま、世界史はどう向き合うか—あなた
は同時代史を語れますか」『歴史地理教育』
No.806、2013年7月、66~71頁。
- 岡崎勝世『聖書 VS 世界史』講談社、1996年。
- 岡崎勝世『世界史とヨーロッパへロドトスから
ウォーラースteinまで—』講談社、2003年。
- 川喜田敦子『ドイツの歴史教育』白水社、2005年
- 小川幸司『世界史との対話』上・中・下、地歴社、
2011~12年。
- 小川幸司「「世界はひとつ」を語るのが世界史教育な
のだろうか—羽田正『新しい世界史へ』をめぐつ
て」『歴史地理教育』No.811、2013年11月、
70~75頁。
- 河合美喜夫「「新しい世界史の理論」は世界史教育に
とって新しいか」『歴史地理教育』No. 829、
2015年、1月 64~69頁。
- 渋谷聰『近世ドイツ帝国国制史研究—等族制集会と帝
国クライス』ミネルヴァ書房、2000年。
- 中村武司・伊藤一馬・後藤敦史・中尾恭三・秋田茂
「「新しい世界史の運動」と歴史学研究」『西洋
史学』246、2012年、55~66頁。
- 羽田正『新しい世界史へ—地球市民のための構想』岩
波書店、2011年。
- 水島司『グローバル・ヒストリー入門』（世界史リブ
レット 127）山川出版社、2010年
- 南塚信吾『世界史なんていらない?』（岩波ブック
レット No.714）2007年。
- 南塚信吾「歴史学の新たな挑戦—「グローバル・ヒス
トリー」と「新しい世界史」—」『歴史学研究』
2012年11月、72~76頁。
- 山本文彦『近世ドイツ国制史研究—皇帝・クライス・
諸侯』北海道大学図書刊行会、1995年
- Mai'a K. Davis Cross, The European Diplomatic
Corps: Diplomats and International Cooper-
ation from Westphalia to Maastricht, Palgrave
Macmillan 2006.*
- Derek Croxton & Anuschka Tischer, The Peace of
Westphalia. A Historical Dictionary, Green-
wood Press 2002.*
- Karl-Heinz Ziegler, Der Westfälische Frieden von
1648 in der Geschichte des Völkerrechts, in:
M.Schröder (Hrsg.), 350 Jahre Westfälischer
Friede, Berlin 1999, S.99-117.*

討論を重ねて発展させたものである。

² 海外では 1960 年代から 1648 年以降の帝国機能の維持に着目した研究が現れ、我が国でも 70 年代以降にその法的機能の維持に着目され始めたが、特に 90 年代以降、山本文彦『近世ドイツ国制史研究—皇帝・クライス・諸侯』（北海道大学図書刊行会 1995 年）、渋谷聰『近世ドイツ帝国国制史研究—等族制集会と帝国クライス』（ミネルヴァ書房 2000 年）を中心に、神聖ローマ帝国が 1648 年以降も統一的な政治体としての機能を存続させていたことが明らかにされている。

³ 例えば伊藤『ヴェストファーレン条約と神聖ロー
マ帝国』47~75 頁を参照せよ。

⁴ See: *Derek Croxton & Anuschka Tischer, The
Peace of Westphalia*, pp.6-9.

⁵ ウェストファリア条約の影響が後世その実態以上
に「神話」的に強調されたことについて詳しくは、明
石欽司『ウェストファリア条約—その実像と神話』
序論及び第 4 章を参照せよ。

⁶ 川喜田敦子『ドイツの歴史教育』白水社、2005 年、
とりわけ 13~44 頁を参照せよ。

⁷ See: *Karl-Heinz Ziegler, Die Bedeutung des
Westfälischen Friedens von 1648 für das euro-
päische Völkerrecht, besonders S. 113ff.*

⁸ See: *Mai'a K. Davis Cross, The European
Diplomatic Corps*, pp. 1-67.

注

¹ 本稿は 2015 年 11 月 7 日に宮城教育大学で開催さ
れた「日本社会科教育学会第 65 回大会」における自
由研究発表（伊藤宏二「新しい世界史」にどう取り組
むか）を基礎にし、2016 年 1 月 30 日に静岡大学人文
社会学部主催の「地歴教員養成講座」において報告・